

## 保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となりました。 \*発症した当日、解熱した当日を含まず算定します。

インフルエンザに感染した生徒は法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお再登校するにあたって改めて「治癒しているかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときには、この「治癒報告書」を担任に提出してください。

**注 意** この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## インフルエンザ治癒報告書

学校長 様

上記疾患は治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

年 部 氏名 \_\_\_\_\_

発症日 (咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

\* 提出はお子様→ 担任→ 保健室にお願いします。